



## 障害者福祉サービスの 利用者負担額が変更になりました

10月から開始された障害者地域生活支援事業の利用者負担額などについて、次のとおり決まりました。利用者負担額は、各種サービスを受けたときにサービス提供事業者を支払うこととなります。また、月額の上限額が設定されている事業もあります。

事業名		利用者負担額				利用負担月額上限額
移動支援事業		生活保護世帯	0円/時間			生活保護世帯 0円 市民税非課税世帯 2,000円 市民税課税世帯 4,000円
		低所得1	50円/時間			
		低所得2	100円/時間			
		市民税課税世帯	200円/時間			
地域活動支援センター事業	I型	無料				なし
	II型		4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上	
		生活保護世帯	0円	0円	0円	
		低所得1	100円	150円	200円	
		低所得2	200円	300円	400円	
市民税課税世帯	400円	600円	800円			
III型	無料					
日中一時支援事業			3時間未満	3時間以上 6時間未満	6時間以上	なし
	生活保護世帯	0円	0円	0円		
	低所得1	70円	100円	150円		
	低所得2	150円	200円	300円		
	市民税課税世帯	300円	400円	600円		
訪問入浴サービス事業			1回当たり		なし	
	生活保護世帯	0円				
	低所得1	100円				
	低所得2	200円				
	市民税課税世帯	400円				
相談支援事業	無料				なし	
コミュニケーション支援事業	無料				なし	

「低所得1」は市民税非課税世帯のうち、サービス利用者の収入が80万円以下の場合。

「低所得2」は市民税非課税世帯のうち、サービス利用者の収入が80万円を超える場合。

**問い合わせ先**  
**八尾市役所 障害福祉課**  
**TEL 924-9366**  
**FAX 922-4900**

### 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人へ

10月1日から精神障害者保健福祉手帳への写真貼付が義務付けられています。10月1日以降に手帳の新規交付・更新・等級変更・再交付の申請をする人は、申請書に写真を添付する必要がありますので、必ず貼付用の写真（縦4cm×横3cm）を持参して手続を行ってください。

また、有効期限が残っている人も、写真貼付の様式に変更できますので、希望の人は、貼付用の写真を持参の上、再発行の手続を行ってください。

※手続にはこのほか必要書類がありますので、詳細はお問い合わせください。